

経営支援事業等に係るＯＡ機器操作等人材派遣業務 審査基準及び配点表

本資料は、経営支援事業等に係るＯＡ機器操作等人材派遣業務の調達にあたって、提案書の内容、見積価格、その他条件を適正かつ公平に評価し、当センターにとって最も有利な受託者（以下、「優先交渉権者」という。）を特定するための基準である。

基本的な考え方

（１）提案内容の評価

- ① 提案依頼事項の項目について記載がない場合は失格とする。
- ② 「経営支援事業等に係るＯＡ機器操作等人材派遣業務提案書作成要領」に従い作成された提案内容について評価し、「内容点」（５０点満点）を与える。

（２）見積価格の評価

後に示す計算式に基づき評価を行い、「価格点」（５０点満点）を与える。

（３）総合評価の方法および優先交渉権者の決定方法

- （１）および（２）で評価した「内容点」および「価格点」の合計点数「総合点」（１００点満点）を算出し、最も高い者を業務の優先交渉権者とする。
- 「内容点」は評価者全員の平均とする。

（点）

内 容 点	１．本業務実施のための適切な人材の選別・確保	10	50
	２．派遣実施中の対応	10	
	３．コンプライアンス・個人情報保護・守秘義務への対応	5	
	４．自治体等における実績	10	
	５．企業の特徴及び独自の取組	5	
	６．派遣予定者の業務実績・技能	10	
価格点			50

（１）有効数字

「内容点」および「価格点」の算出にあたっては、小数点以下１桁目で四捨五入とし

た正数とする。

(2) 総合点の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

- ① それぞれの「内容点」、「価格点」が異なる場合
「内容点」が高い者を優先交渉権者とする。
- ② それぞれの「内容点」が同じ場合
「1. 本業務実施のための適切な人材の選定・確保」が高い者を優先交渉権者とする。
- ③ それぞれの「1. 本業務実施のための適切な人材の選定・確保」が同じ場合
「2. 派遣実施中の対応」の得点が高い者を優先交渉権者とする。
- ④ それぞれの「2. 派遣実施中の対応」の得点と同じ場合
くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

2. 見積価格の評価

「価格点」の満点を50点として、見積価格に基づく価格点は次のように算出する。

$$\text{価格点} = 50 \times (\text{最低見積価格} / \text{見積価格})$$

ただし、見積金額が予定価格を超える場合は失格とする。

以 上